

加盟団体・会員各位

休業要請とそれに伴う休業補償等について

新型コロナウイルス蔓延防止策として、緊急事態宣言発令下、国や都道府県による、休業要請を受け、各ダンス教室に於いても営業を停止せざるを得ない状況が続いております。収入が激減、又は皆無の状態が長引けば、生活資金や家賃の確保がいよいよ逼迫して参る事は想像に難しくありません。JBDFと致しましても、会議の開催もままならない状態ではありますが、いかにして登録教室・会員および選手の皆様の損失を防ぐかを最優先課題として、稲川会長のもと少人数の会議を開き対策を検討しております。稲川会長は、本年度のスーパージャパンカップ中止の時点から、行政からの支援を必須と考え直ちに行動を起こしております。

私たちもこの事態の一刻も早い収束を願い、政府からの発信を受け自主休業に協力をお願いしたいと思っております。つきましてはダンス教室等に対する補償に関し、関係省庁からの発信を注視しておりますが、会員の皆様におきましても、補償等に関しては地域ごとに異なっておりますので、ご自身の自治体においての発信を注視するようお願い申し上げます。

以下、現時点での給付金状況、借り入れ等の詳細を記載させていただきました。何卒ご参照のほどよろしくお願い申し上げます。

※給付金、助成金について

- ・生活支援臨時給付金（仮称）一律10万円

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html

コールセンター 03-5638-5855（9:00～18:30 土、日、祝日を除く）

- ・ 持続化給付金（本年度のいずれかの月で昨年と同じ月の半分以上減少している事が条件）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf>

相談ダイヤル（中小企業 金融・給付金相談窓口）

0570-783183（平日・休日 9:00～17:00）

- ・ 休業要請協力金

東京都 4月16日～5月6日の間休業している事業者に支給されダンス教室も含まれる方向。4月22日都のホームページに詳細が発表されるとの事。

東京以外の自治体 4月19日西村大臣より、政府からの地方臨時交付金を休業要請に応じた事業者などに当てても良いとの方針を発表しました。詳細については各自治体にて確認をお願いします。

※ 借入れについて

- ・ 日本政策金融公庫 新型コロナウイルス感染者特別貸し付け
（新型コロナウイルス感染症の影響を受けて最近1ヶ月の売上高が前年又は前前年の同期と比較して5%以上減少した方）

資金の使い道→運転資金

貸付機関→15年以内、うち据置期間5年以内

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html

平日のご相談 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505

土日・祝日のご相談 0120-112476

- ・ 経済産業省

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

- ・ 民間金融機関による無利子貸し付け

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO57649490T00C20A4MM8000/>

